

令和4年度12月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和4年12月21日（水）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 11名（欠席2名）

1 古川 初登	2 三上 孝行	3 大石 幹夫	4 高木 敏彦
5 椿 徹		7 植田 眞二	8 沖田 浩
9 日野 静則	10 宮本 武		12 玄羽 和幸
13 服部 信彦			

出席推進委員 2名

12 森脇 正巳	15 山崎 勉
----------	---------

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第3号 基盤強化促進法第19条による農用地利用集積計画の公告について
- ・議案第4号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得について
- ・議案第5号 農地中間管理事業法第19条の2 農用地利用集積計画一括方式について
- ・議案第6号 国土調査法における地目認定について
- ・報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

(1) 事務連絡

(2) その他

会議の概要

議長	<p>それではみなさん、定刻になりましたので本日の、12月の邑南町農業委員会総会をこれより開催致します。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>本日の欠席は種委員さんと末田委員さん。それと今日議事録の署名人は8番の沖田委員さん、それと9番の日野委員さんをお願いしたいと思います。それと私、法5条の関係なんですけども、1件私の担当する日貫地区の案件がありますので、そこでは三上職務代理に議長を交代したいと思いますので、三上さんよろしくをお願いします。</p> <p>それではさっそく議事の方に入りますが、本日は1号議案として農地法第3条関係、所有権の移転に係る案件ですがこれが4件と、農地法第5条にかかる農地の所有権の移転および転用の案件、これが2件あります。その他基盤強化法関係と、それと国土調査における地目の認定について、これは最後、議案ではありませんけども法3条の3の相続等による権利移動の報告。それでその他、事務局の方で準備してお話していただきますので、その大元については事務局の方でお話されるのを聞きたいと思います。</p> <p>さっそく審議に入りましょう。それじゃあ法3条関係、事務局の方から議案書の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは議案に入りたいと思いますが、その前ひとつ、一番最初の1ページの差し替えを用意しております。ちょっと議案書作成後に申請者さんから住所の変更があったということで、043-19の譲り渡し人の住所が変わっておりますので差し替えをお願い致します。</p> <p>それでは議案の説明をさせていただきます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、4件説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。</p> <p>上から申請番号043-17、農地の所在は高見××、登記地目畑、面積367㎡、同じく高見××、登記地目畑、面積126㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。</p> <p>続きまして申請番号043-18、農地の所在は中野××、登記地目田、面積333㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。</p> <p>続きまして申請番号043-19、農地の所在は鱒淵××、登記地目田、面積1553㎡、同じく鱒淵××、登記地目田、面積1958㎡、同じく鱒淵××、登記地目田、面積1467㎡、3条無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■●●■ ■です。</p> <p>続きまして申請番号043-20、農地の所在は矢上××、登記地目田、面積1477㎡、同じく矢上××、登記地目田、面積1616㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。</p> <p>以上4件です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは043-17の案件ですが、椿委員さん、現地からの調査報告ならびに聞き取り調査についてのご報告をお願いします。</p>

5 番	<p>申請番号 043-17、〇〇〇〇さんから●●●●さんへの農地の所有権移転の申請でございます。申請場所は瑞穂地域高原地区、馬場集落にあります。地図をもってご確認ください。県道仁摩邑南線があります。そこを入ったところに町道があるんですけども、その町道沿いにあります。隣に●●さんの家があるんですが、申請人、譲渡受け人の●●さんの自宅でございます。譲渡人の〇〇〇〇さんは現在大阪の吹田市にお住まいです。私より3才くらい先輩で、高校を卒業されてからこの土地を離れられたと思います。20年から30年くらい前にお父さんが亡くなられてまして、農地を相続されました。常からその管理については気を使っておられたようでございます。既に住宅各種は譲渡、他の人に譲渡されております。譲渡受け人の●●●●さんは現在****にお勤めで、近年お父さんが亡くなられました。去年の12月だと思います。申請地は〇〇さんの亡くなられたお父さんがずっと耕作されておりましたが、亡くなられてその後は〇〇さんの依頼により●●家がずっと管理しております。この度〇〇さんから●●さんに申請地をもらってくれないかという申し込みをされまして、●●さんが受けられて今回の申請になりました。地域との調和要件やら今までとなんら変わりなく、3条の許可要件のチェックシートに照らし合わせてなんら問題ないと思いますが、ご審議ください。なお17日に、12月17日に推進委員の日高さんと現地確認と面談を行っております。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件についてこれより審議を行います。ご意見、ご質問のある方は発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>それじゃあないようですので、採決を行います。本件について許可相当だと判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。出席委員の全会一致によって許可することと決定致します。</p>
9 番	<p>続いて043-18の案件、担当日野委員さんの方からご説明をお願いします。</p> <p>はい、それでは申請番号013-18の、有償の所有権移転の案件について説明を致します。ちょっとまず次のページを見ていただきますと、左側の地図がございしますが、右側から左に向かって道路があります。井原皆井田からずっと山沿いに町道北線が、矢上まで通じておる道路がございします。それから上に上がった100メートルの位置のところに、今回の申請の案件でございします。渡し人の△△△△さん、そして▲▲さん、受け人の▲▲さんと去る12月17日に上田推進委員さんと共に現地確認を行いました。それで今までは△△さんが自己保全管理で草刈り等やっておられましたけども、旦那さんもちょっと年を取って辛いということで今回この申請に至った訳でございします。あと受け人の▲▲▲▲さんに確認しましたところ、今後は自分で自己保全管理、草を刈りながらやっていきたいという風に言っておられました。なのでどうか、この案件につきましてよろしくお願いを致します。以上です。</p>

議長

はい、ありがとうございました。上田推進委員さん、今日はお見えになってますかね。欠席。はい、それじゃあ現地からの日野委員さんの報告が終わりましたんで、これより審議を開始致します。皆さんの方でご意見、ご質問がありましたら発言してください。

ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

それではこれより採決を行います。043-18 の案件、本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。

続いて 043-19 の案件、担当の服部委員さん、ご説明をお願いします。

1 3 番

よろしく申し上げます。それでは 043-19 について説明してまいります。先週のですね、15 日の木曜日の日に現地確認及び受け人の■■■■さんと面談をして参りました。場所はですね、地図を見ていただきまして、4 ページの。南北に 261 が、261 号線がありまして、上のところに四角い建物が 3 つありますけども、これ国道走っていただくと目に付くと思うんですけども、++++さんがあるところですね。++++っていう、++があるところです。まあその反対側ということ。でまあ、こちらのですね、譲り渡し人の□□、両方□□なんで名前の方で言わせていただきますが、□□さんのご自宅はですね、この地図の下側、##さんと##さんって家の間になんも書いてない家が 2 つ、四角いのがあるんですけど、そこが実家だそうです。まあ■■さん、■■■■さんの方と連絡させていただいた中でですね、この 3 つの田んぼは今■■■■さんが稲を作られているそうです。約 3 年くらい前から、この耕作をやった時からですね、この土地を購入してくれないかと、欲しいという旨をずっと言われてたそうでございます。ただまあ、買ってまではやりたくないということでもずっとお断りしとったんですが、この度どうしても譲り渡したいということで、無償ということで■■■■さんの方が引き継ぐことになりました。□□□□さんはですね、この住所の通り横浜の方にもう出られてまして、こちらの方に戻って来られることはもうないと聞いております。で、親戚の方も旧石見の方に住んでらっしゃるとおききましたけども、この家も含めて、土地ももう引き継いでやるということがもうないということなんで、■■■■さんの方がですね、今回無償で購入されて、引き続き水稲を続けて作ると。特にチェックシートを見ても問題はなく、引き続きこのまま■■さんの方で耕作していただくと確信がありましたので、よろしくお願い致します。

議長

はい、ありがとうございました。田中推進委員さんは今日おられますか？

1 3 番

休みです。

議長

はい、分かりました。それでは担当の服部委員さんの方から、現地からのご報告をしていただきました。これより審議に入ります。皆さんのご意見、ご質問を受け付けますので発言してください。

ございませんか。

8 番	譲り渡し人の□□さんの農地が、まあ今回経営面積のうちのほとんどを譲り受け人の■■さんの方へ譲られるようになってるんですが、あと残り、わずかな農地が残る形になるんですが、それは譲り渡し人の□□さんの方はなんか言うておられますでしょうか。農地が僅かですが、もうこちらへは多分帰る予定はないんじゃないかと思うんですが。
1 3 番	多分これ家の前にある畑だと思うんですけど、さっきちょっとご説明しました##さんと##さんっていう間に挟まれた2つの四角なんですけど、ここがまあご自宅なんですけど、多分ここの前にある畑だと思います。なんでまあ、畑と一緒にというか、ちょっとまだ家の方はまだ、まるっきり住めないような家ではないんですけども、そういうことと今回どうしても■■■■さんの方へ物件をとということでこの話になったんですが、ちょっと詳しい経緯は確認しなかったんですけども、この前の畑だという風にお聞きしております。
事務局	私もここのご親戚の※※さんという方から相談を受けとって、ここの畑が2筆あるんですけども、■■■■さんに買っていただきたかったんですけども、ここはちょっと上手いこといかず、隣の##さんにも買っていただきたいんですけど上手いこといかず、というところでちょっと、これほど今残って、どうしたらいいかないう相談を受けているところです。1筆はちょっと狭小地なんで非農地という予定ではありますが、もう1筆はちょっと、ちゃんとした土地なんで、考えているところです。
議長 8 番 議長	<p>沖田さん、そういう経過のようですがよろしいですか。</p> <p>分かりました。</p> <p>その他にございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ないようですので、これより採決を行います。043-19 の案件、本件について許可すべきと判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可することと決定致します。</p> <p>43-20 の案件ですが、担当植田委員さん、現地からのご報告をお願いします。</p>
7 番	<p>そうしましたら申請番号 043-20 の、3条の有償移転の許可申請についてご説明をさせていただきます。議案書5ページの地図をご覧ください。ちょっと場所的に主だった場所が消えておるんですけど、一番上の端が**、****、こっちへ****があったりして、その四差路から瑞穂方面、トンネルの方に向かっての100メートルくらい行ったところに今回の田んぼの土地が2筆ございます。経緯につきましては、譲渡人と引受人とは本家、出家の関係でございまして、所有者は転出されてもうこちらに帰る予定もないということをお聞きしておりますし、両親も他界されて自宅ももう解体されている状態でございます。農地等々がまだ名義的に譲渡人の名義になつとる関係で、この引き受けられる▼▼▼▼さんも会社を一応退職されましてこちらに帰るといようなことから、自宅は斜線の左側になるんですけども、その近くでございまして引き受けようということで今回の申請となりました。調査につきましてはこの所有者の方と、引き受けられ</p>

議長 推12番	<p>る方とはまだ連絡が取れませんでしたので、++行政書士さん、それと親戚である++++さん、それと森脇推進委員さんと12月の16日に面談させてもらいまして、チェックシート等元にしながら、現地確認をしながら、また聞き取りをしながら話をお伺いしたような次第でございます。まあ特に問題ないと判断しましたので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございました。森脇推進委員さんは今日は。</p> <p>今の委員さんの説明通りです。特に問題はないと思いますので、よろしくお願います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それじゃあ植田委員さんと森脇推進委員さんの方からの現地からの報告が終わりましたので、これより43-20の案件について審議に移りたいと思います。皆さんの方からご意見ご質問がありましたら、発言してください。</p>
5番	<p>今の申請地は誰が耕作されとるん？</p>
7番	<p>近隣の方が耕作をされております。</p>
5番	<p>その話はいとるんですか。所有者交代の話。</p>
7番	<p>引き受けられる方は今現在やられてはおりませんが。</p>
5番	<p>今使っとる人との話はいとるん？</p>
7番	<p>ついてます。</p>
議長	<p>いいですか。他にはございませんか。</p>
	<p>その他ございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>じゃあないようですので43-20の案件について採決を行います。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p>
	<p>続いて第2号議案の、農地法第5条関連議案ですが、本総会では2件提案されております。事務局の方から資料の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい、それでは議案第2号、農地法第5条の規定による許可について、2件説明させていただきます。議案書の7ページをお開きください。</p>
	<p>上から申請番号045-17、農地の所在は下田所××、登記地目田、面積793㎡、有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は◆◆◆◆です。転用目的は定住促進住宅の建設で、申請事由としましては定住促進住宅を建設したいため、です。所要面積は、土地造成、間違えてますね、失礼しました、793㎡、定住促進住宅2棟、79.48㎡、駐車場6台分です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項ただし書きにより許可出来るものと判断をしております。</p>
	<p>続きまして申請番号045-18、農地の所在は日貫××、登記地目田、面積86㎡、無償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆、譲受人は★★★★です。転用目的は駐車場で、申請事由としましては住宅を譲り受けたが駐車場がなく、駐車場の整備が必要なため、です。所要面積は、土地造成86㎡、駐車場86㎡です。この土</p>

地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項ただし書きにより許可出来るものと判断をしております。

以上2件です。

議長

はい、ありがとうございました。それじゃあ 045-17 の案件について、服部委員さん。

13番

よろしく申し上げます。それでは 045-17 の申請についてご説明します。現地確認はですね、ちょっと雪が降る前に行きまして、15日の日に。で、今回の受け人の◆◆さんには19日月曜日にご面談いただいております。場所はですね、まずこの、今回中央にある物件の上が、信号のマークがありますけどもこれが国道261でございます。で、一番上に####の####があるところでございます。信号からここへ入ってって、瑞穂中学校へ行く道になります。左の手に町営の当該地住宅が4棟ございまして、その前に当たる場所が今回の場所でございます。それでこちらに記載がある通り、定住促進住宅を建築したいということで。今回の土地をちょっと見た感じだと、ちょっとこの平面図ですと非常に分かりにくいんですが、どちらかというところ窪地になっております。この道路側からするとですね、ちょっと落ち込んだような場所の水田になっております。住宅にかかる給排水、排水等はですね、当然のごとく集落排水が通っておりますし、こちらに住宅が出来て日陰になるとか、そういう心配もないかなと確認をさせていただきました。こちらの道路の方はどちらかというところ上側にあるような状態ですので、この道路の反対側に、右側になるんですけど、水田がありますが特にそちら側にも日照的な問題はないかなと。で、排水の問題も集落排水で特に問題はないかなという風に思いました。それから◆◆さん自体は建設業を営んでいらっしゃる関係上、事業認可が下り次第スムーズに取り掛かることも出来るかなという風に推測をされます。周りが、住宅がかなり密集したところがございますので、またそこへ住宅が出来ることに関してはそれほど抵抗のない場所かなという風には拝見しました。チェックシートではひと通り確認をしましたが、特に懸念されることはない、大丈夫かなという風に思いましたので、よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。それでは 045-17 の案件について、これより審議を行います。さっき事務局の方から訂正がございましたが、これ造成が、議案書で858㎡ですけど793㎡、でいいんだよね。その他には訂正ないですね。それではこの本件について、これより審議を行います。ご意見、ご質問がありましたら、発言してください。

ございませんか。

(意見、質問なし)

じゃあないようですのでこれより採決を行います。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。

続く 045-18 の案件は私の担当する区域での案件となっておりますので、議長を三上議長職務代理と代わります。三上さん、お願いします。

～議長交代～

代理

それでは次の案件が会長の案件ですので、代わって進行したいと思います。会長の案件の説明の方、お願いします。

1 番

今回の申請されとる、受け人の★★★★さんですが、現在は日和の方にお住まいになっています。ただ、今##の####だったかな、の職員さんでありまして。それで図面を見ていただくと、日貫川から上に上がるところに斜線が引いてありますけども、その上が浜田作木線、右側へ行きますと矢上、左に行きますと旭町方面に行くというところですよ。それで斜線の下白いところがしてありますけども、この見える平屋建ての家なんですけども、この地を既に、私がかすかな記憶で残っとるのがおばあさんが一人お住まいになっとりましたけども、いつの間にか空き家になっていて、亡くなられたのも気が付かんような感じの方だったんですけども。空き家になっておりましたが、ここの受け人の★★さんがもう既にこの、空き家になっていた宅地と建物もう購入して、所有権の移転登記も終わっとるというお話でございました。それで18日の午前9時から10時まで、雪がありまして非常に寒い日だったんですけども、山崎推進委員と★★さんご本人と、3者で現地を見たり、それから協議しましたけども。渡し人の☆☆さんの方についてはちょっと都合付かないということで出席していただいただけませんでしたけども、家屋も土地もこの方から譲り受けておられて、ここを駐車場にしたいという話もう既にしとるということで、そんなに心配してくれるなという話でございました。それでここはですね、その右側の図面にはずっと周辺に田んぼがあるようになっておりますが、これが今年の農地のパトロールで山崎くんと一緒に調査したんですけども、ここの家屋ですね、それからもう1軒、※※さんっていう家がありますけども、この周辺はですね、農地はあるんですけどももう既にどこが境界か分からん、いわゆる赤判定に該当する農地になっています。それで今回申請されております、これはまあ一応田にはなっておりますけども、田の様子を呈していない、どこが境界なのか分からんようなくらい非常に荒れとりまして、ただここを、所有権を取得して転用されると、今回の申請が許可されると、この家には確かに、図面でもご覧いただけますように庭も非常に狭いので、一見広げなんですけど庭そのものは非常に狭いです。で、乗用車、軽等停めるようなスペースはありませんので、確かにここに駐車場がないと困られるだろうなという感じはしました。それとそこ、日貫川に向かって、これ下って浜作線から、浜田作木線からちょっと日貫川に向かって下る、下り勾配の道路がついとるんですけども、その下り勾配の道路の下流側がですね、図面見れば左側なんですけども、ここも田んぼがあるにはあるんですけども、これもまあかなり荒廃しとる。ということでここに、車庫なんで2階建て建築をされるということはないと思いますが、平屋の車庫を築造されたとしても周辺農地にもものすごく関係はないと。排水については日貫川も近いですし、これも日貫川の方に向かって流れとるような道路も、家側ですね、の方に。側溝もずっと整備されておまして、まあ雨水の排水なんかも直接排水できるというような立地条件になりますので、特に周辺への影響はないだろうという判断を致しております。ご審議の上、速やかなる許可をお願いしたいと思います。

代理	<p>以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。この件に関しまして、なにかご意見、ご質問ありましたら発言をお願いします。山崎推進委員さん、何か補足することがございましたら。</p>
推15番代理	<p>今の説明の通りで、別に他にはございません。</p> <p>はい、失礼しました。何かご質問、意見がございましたらお願いします。ございませんでしょうか。</p>
議長	<p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたら、採決の方に入らせてもらいます。この件に関しまして、賛成と思われる方は、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と致します。</p> <p>～議長交代～</p>
議長	<p>三上さん、ありがとうございます。それじゃあ続いて議案第3号、基盤強化法第19条による、農用地利用集積計画の公告についてですが、この議案については特に、1件ずつの説明は行いませんので、資料の説明も行いませんので、皆さんの方で精査していただきまして、特にご意見、ご質問ございましたらどの案件からでも結構ですので、挙手をして発言していただければと思います。しばし時間を取ります。</p> <p>皆さん、いかがでしょうか。なにかご意見、ご質問がありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので、これより3号議案の、確認を求めるための採決を行います。この議案書の内容について、皆さんの方でご了承いただける委員さんは挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。第3号議案は議案通り承認されました。</p> <p>続いて4号議案です。基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得について、これがですね、6件ですか。</p>
事務局議長	<p>2件です。2件と、次が中間管理事業法が別なので。2件と4件です。</p> <p>それじゃあ別々にいかないけんね。一括方式と別でいきます。それじゃ最初、13ページの2件について皆さんの方で議案書を精査していただいて、ご意見ご質問があれば発言してください。</p> <p>ございませんですか。13ページの1ページの2件だけです。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので、採決を行います。この、第4号議案について、ご承認いただける委員さんの挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。議案書通り了承することと決定致します。</p> <p>続いて第5号議案の、農地中間管理事業法の第19条、農地利用集積計画の一括方式についてですが、これが本総会には4件起案されております。これもこれ</p>

事務局	<p>までと一緒に議案書を皆さんで精査していただいて、ご意見ご質問があれば提案していただくということにしたいと思います。ちょっと時間を取ります。</p> <p>皆さんの方から、何かございませんか。</p> <p>ちょっと私の方から事務局に発言になるんだけど、04-9-7、これ玄米、10 a 当たり 23 キロ、これはえらい半端な数字なんだけど、なんか根拠があって 23 キロになったの？まあ所有者間で決めとるんだらうけど。</p> <p>これは、申請としてこの和田の全部の番地で申請が出とりまして、その一括でちょうどいい数字となつとるんですよ。この全部で何体、何キロみたいな感じになつとりまして、割り戻すとこれくらいになる、10 a で。全部で、全部にすると割とちょうどええ、切りのいい数字に。10 a に戻すと変な数字ですけど、全部にするとええ感じの。150 キロ、全部で 150 キロ。それでちょうど、中途半端な数字になる。</p>
議長	<p>はい、すいません、ありがとうございます。他にみなさんの方から何かありませんか。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので第 5 号議案について、原案通りでご了承いただける委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは 5 号議案については議案書通り承認することと致します。</p> <p>続いて第 6 号議案ですが、国土調査法に基づく地籍調査におけ地目認定についてでございますが、これも今回は、7 筆ということで、比較的件数は少ないんですが、この黄色で塗ってあるところでいいですか。</p>
事務局	<p>そうですね。黄色で塗ってあるところと、黄色で塗ってあって字が赤いところ、これ分かりにくいんですが、県道の田所国分線の山側になります、上田所から市木に抜ける。今回は全部山林なので、山林に代わるということで写真もついておりませんが。ちょっと全然、場所があれですが。</p>
議長	<p>この行政区間の変更ってのはなに？平成 16 年 10 月 1 日行政区間の変更。</p>
事務局	<p>町村合併をした時の。</p>
議長	<p>皆さん、何かございますか。</p>
10 番	<p>ちょっとこのところ、調査前の畑や田んぼが山林になりゃあ面積が、調査前と調査後のあれで変なことになつとるんだが、本来面積が減ったり増えたりするん？</p>
事務局	<p>これはですね、地籍調査ということで筆が確定してないものを確定させるということで、その作業において面積が変わった、正しい面積が変わったということ。ぼやっとなつたのがはっきり区画が出来たので、ということ。</p>
10 番	<p>それじゃあこれ税金やらなんかが。</p>
事務局	<p>全部変わります。</p>
10 番	<p>700 が 1000 になったということは、増えるというようなことになる。</p>

事務局	ですね。変わります。
10番	あがあな時に、本人にはどういう、承諾やらなんか話はする訳？たまげるじゃない、これひょっと見て、都会の方に出とったような人が、面積変わって、今年えらい、一覧表のぺらぺら見たらおいいなととったと。
事務局	本人は現地立会されて確定しとるはずなので。その後閲覧もあるので。変わるとるということが必ず分かるとるはずです。
10番	そういうのはこっちおってない人のあれでも、地籍調査ではあり得ることなんよね。現地確認せんかったいうのも、辿っていったら誰か分からんようなとるようなのもあって、そがあな時も筋通し言やあおかしいが。実際ちょっと私の知とる人でも、上がととったと。まあ地籍調査の後ね。その後のこういったフォローの連絡が、この人は町内の人だけえ、瑞穂町とかでええんだけど、これたまげらあ。安うなりやあ喜ぶが。
事務局	たまげる程は上がらんとするんですけどね。まあ今回についてはですよ。
10番	だけどこれ、3番目、46が0になったら減とるよな、何百円かもしれんが。だけど案外、ここの125が400になったら3倍くらいになとるわね。
事務局	多分数十円じゃないかと思うんですけどね。
10番	これがちりも積もれば、こうだ一とと、うちらだと何十枚も来るんだが、合計した時にはぼっと最後のイコールで言やあ、この積み重ねは変わとるわね。そがあな時でも説明とか、そのあれいうのは納得というか、フォローはするようにしとるんか、どがあしとるんか。
8番	地籍調査入るまでに承諾書は必ず取ととりんさるんで、多分そういうことは起きんようになとるんじゃないかと思ひます。うちらは地籍は終わりましたけども、ほとんどの方が地籍調査員へ委任するいう委任状を書いて出しんさるんで。
10番	わし実際今井原の地籍調査しよるんよ。そこでの問題が、委任書が出たのが田んぼが120筆あって、78枚くらいしか出とらん。後は子孫がこう、枝分かれしてなとて分からんいうのがあったりもするけえだけど。まあ分かつた分についちゃあ、こうして住所と名前が出とる分についちゃあ何らかの形で現地見てサインして判押して出すんだけど、その他の分がね。まあ分からん人だけえ、もう関心はない人だけえ、おつてもその届け出を出しとらんのよね。
8番	そん時に出しんさらん分が結局一回見てで後回しにされる形になるんで、そこは多分調査によ入りんさらんのじゃないかと思うんです。
事務局	あれがないと調査が出来んですね。
10番	だけえこの、変わらにやあええんよ。だがこういったルールで、確かに衛星から見たあれもあるんだだけえ、その分はレーダーやらなんやら、昔から書いた数字をそのまんま写して。川本のあそこへ行つてみたけど丸いような、四角いようなのじゃあないわな、みな丸いような土地でこういう風になとて繋がって繋がっていつて、現地と見りやあ出鱈目なあれになとるのが事実なんだけども、それはまあ江戸時代のことなんだけしょうがないんだけども。そういったのでやっぱりこういった差がある時の、ただ数字でぼんと簡単に出してあるけえ、そがあなもんでええもんか。正確に測つたけえとか、今の衛星で撮つてだけえこうになつた

事務局 10番	<p>んだいうあれでええもんか。まあ土地はあるんだけえ。そりゃあ増えたいうことは本人は喜べやいうことになるかもしれん。あんたの土地は多いなったよと。ちょっとそこらへんがちょっとね、そういったのを、説明を先にその人にしてあげんと、今回の測量で変化がある、多い少ないがあるかもしれませんが了承してくださいという文が一行もないわけ、はっきり言って。わしらも実際に山に入って見て、その後の分を見ても。</p> <p>最後それを見て了承して、確定じゃない？</p> <p>それは100%にはならんじゃろ。人数が。ほとんどみんなほったらかしとるけえ、今ほったらかしとったら国というか行政やらなんやらで好きにしていいう風が変わっとるけえ。あれじゃあなんか切ない言やあおかしいが、現場入っってそんなもんかなあ思うて。今思うてひょっとこがあな数字が出たけえ。</p>
事務局 10番	<p>それが全部済んで、最後確認作業があって、その時に自分が増えとるいうのはそこで絶対に分かるんです。</p> <p>まあ見に来いいうて、役場通して何日から何日まではどこの区域の分がありますけえ言うて、まあありゃあ最後の確認でありゃあするんだけども、その時ははあ遅いわね。はあこのようになっとります言うて、7にするだとか千何百にするだとかいう話は出来んようになっとるけえ。</p>
事務局 10番	<p>増やす減らすはもう、境界がもうそこで正しいんならそれはもうしょうがないというか、その面積で決まったものなので。じゃあ境界が違うよってやり直すしかないですね、その面積が増えた減ったは。</p> <p>なまなまならそがあにね、気にせんのだが、これ見たら3倍だことの4倍だことのいうね、プラスマイナスになっとるけえ。まあそりゃあ昔のがいい加減だったんだいうのは、みんな承知はほぼしとるんじやろう思うが。なんかちょっとね、面積が違うだとか余るだとか、なんかおかしげな、森林組合の人がね、説明もするんでね、なんか。これ全部釘を打って歩きんさるんよね、あの人の話では。そこちょっといつも何かね、疑問に疑問に思うて今まで来とって。今ここ見たらたまたまこういった数字が出たもんがあったけえ、ちょっと引っかかって、引っかけて言うてしまうんだけども。どうしようもないことよね。個人的に、あんた名前を書いて判押してみな出しとるけえ、あんたの名前で出とったがいうて言われた時に、儂もちょっと見に行つたよ、うんええわあやっつけやいうようなことじやあなしに、いやこういった事例はあるし、町の方もこういったあれだけえってまあ、本人に分かりやすく、納得はせんかもしれんけど説明はしてあげたいような気がしとるんよ。勝手に役場行けや森林組合で聞けやで投げて、投げりやでいいんだけど。まあそがあなことがあるかないかは今からだけど。</p>
事務局	<p>場所は所有者通しで確認するので、その時に正しい位置をそれぞれ確認してもらって、その結果が増えた減ったはあるかと思いますが、その辺は確認をしてもらえればよいんじゃないかなと思います。</p>
議長	<p>まあうちもね、二十四、五年前に地籍調査済んどるんだけど、僕らの親の代が全部周りが生きとって、全部境を確認して歩いたんだけどね。うちの親父も長いことしたんだけど、昔は面積いうても斜面積だったんよね。こっからここが境で</p>

こっからここ、まあ2町だないようなこと、お互いが納得すればそれでいきよったんよね。今は????、だけえ水平面に換算しとるんよね。だけえ昔からいやあ、私らの地籍調査でもものすごい減りましたよ。そりゃ斜面でいうてそのまま登記してあるけえね。それを今度水平面の面積にすりゃあね。急な斜面はそんなに変わらんだろうけど、ちょっとなだらかな山になればものすごい減るけえ。だけえここで一概に増えた減ったっていうのも、合筆して増えたとかね、いうのもかなりあるし、それからさっき事務局が言うたように、僕らも登記する前に閲覧できる期間があつて。それ行ったらうちの土地がね、隣の人の名義になつたんだよね。これは違うぞというようなこともあつたりで。親同士が確認しとったのに、やっぱりそういう単純な事務的なミスも、中にはあります。まあこれなかなか、うちの方は割と早かったけえ、それはまったくなかったんだけど、境をね、境にするいうてもね、お互い人がおつてもね、後継者が、相続登記をしてないにしてもお互いに後継者がおつてもね、今山に入らんでしょ。分からん言うんですよ、両方がね。そうなる両方がじゃあここにしようということ言うて納得すりゃあいいけど、それ言い始めはなかなかようせんのですよ。どこの誰々さんがここが境だと決めたと、じゃ後になってそれは違うでと言われたらね、やだけえね、そこだという境をなかなかよう言わんのよね。そうすると筆界未定地いうんで、地籍調査いうのがそこでこぼっと抜けるんですよ。それだけえ今事務局からも説明があつたように、あれを本登記するまでにね、変更登記をかけるまでにそういう地籍調査のデータについての閲覧があるけえ、それで自分で分からにゃあね、分かる人に相談するとかいうような格好をしてやってく、フォローしていくしか手がないんかなって。まあ測量士さんがすべてやる訳じゃあないけえね、入力ミスとかいうこともないとは限らんけえ。そこらについてはね、よく分かる人に相談してみるというのもひとつのやり方かもしれんですね。

今宮本さんの方から貴重なご意見いただきましたけども、その他ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですから、この件についての採決を取りたいと思います。6号議案について、本議案について了承していただける方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。

続いては議案ではありませんが、農地法3条の3、相続等による権利移動。これについては報告となっておりますので、みなさんの方で議案書の方に目を通していただければと思います。意見とか質問とかあつてもちょっと答えようない内容ですが。

いつもこれ心配なのが、相続人がね、県外のものすごい遠いところに住んどる人が農地を相続しとる例が度々あるんだけど、この相続される遠くに住んどる人が相続された農地がどうなるんだろうなあ思うて結構心配しとるんですけど。

それでは審議の方は以上で終了しまして、事務局の方からその他。

(その他)

(1) 事務連絡

(2) その他

次回の総会は1月23日(月)13:30からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印